

障害者相談支援事業等の社会福祉法及び税務上の取扱いの見直しを求める意見書

市町村は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等に基づき、障害者の生活に係る様々な支援事業を実施している。

それらのうち障害者相談支援事業等の一部の事業は、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号に規定する第一種又は第二種社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象とされているところ、先般多くの市町村が非課税と認識していたことが報道等で明らかになった。この事態を受け、こども家庭庁及び厚生労働省は令和5年10月4日付事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」を发出し、障害者相談支援事業等の税務上の取扱いを各市町村に周知した。

しかし、課税対象となる事業であっても、非課税である障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業や特定相談支援事業と連携して実施しているものや、障害者の福祉の増進を図る社会福祉事業として必要不可欠なものもある。これらの事業が消費税の課税対象とされている現状は、その他の法令との整合性や各法の理念に沿わないと考えるため、下記のとおり要望する。

記

- 1 非課税となる社会福祉事業と密接な関係にある障害者相談支援事業等が消費税法上非課税の対象事業となるよう、社会福祉法等における位置付けを見直すこと。
- 2 社会福祉事業の考え方や解釈について、日頃から地方公共団体及び関係団体と協議を行い、実態に即したものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

東京都羽村市議会議長 富松 崇

内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

厚生労働大臣

あて